



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *66 和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例 (子ども未来課)..... 2
- *67 和歌山県薬事審議会条例の一部を改正する条例 (薬務課)..... 14
- *68 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 15
- *69 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (")..... 15

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を改め、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定めるとともに、幼保連携型認定こども園審議会を設置するほか、規定の整備を行うこととしました。(題名、第1条～第4条及び別表関係)

2 施行期日

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行します。ただし、以下の改正規定は、公布の日から施行します。

(1) 題名の改正規定

(2) 第1条の改正規定(「基づき、」の次に「幼保連携型認定こども園以外の」を加える部分を除く。)

(3) 第2条の改正規定(「(以下「認定要件」という。)」を削る改正規定及び「並びに次条及び第4条に定める認定要件」を「及び別表第1に定めるとおり」に改める部分に限る。)

(4) 第3条及び第4条の改正規定

(5) 別表の改正規定(「(第4条関係)」を「(第2条関係)」に改める部分、第6項の改正規定、同項を同項第2号とし、同項に第1号として1号を加える改正規定及び第8項の改正規定に限る。)及び同表を別表第1とし、同表の次に1表を加える改正規定

◇ 和歌山県薬事審議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

薬事法の一部改正に伴う規定の整備等を行うこととしました。(第1条、第3条及び第8条関係)

2 施行期日

平成26年11月25日から施行します。

◇ 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

薬事法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第2条及び第10条関係)

2 施行期日

平成 26 年 1 月 25 日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

薬事法の一部改正に伴い、再生医療等製品の販売業及び製造販売業の許可の申請に対する審査手数料並びに医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査手数料の額を定めるとともに、医療機器等に対する調査手数料を廃止するほか、規定の整備を行うこととしました。(別表第 3 第 4 項関係)

2 施行期日

平成 26 年 1 月 25 日から施行します。

条 例

和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第66号

和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年和歌山県条例第87号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例

第 1 条中「第 3 項」の次に「、第13条第 1 項並びに第25条」を、「基づき、」の次に「幼保連携型認定こども園以外の」を、「要件」の次に「及び幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定め、併せて法の施行に関し必要なその他の事項」を加える。

第 2 条の見出しを「(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件)」に改め、同条中「(以下「認定要件」という。)」を削り、「は、」の次に「幼保連携型認定こども園以外の」を加え、「並びに次条及び第 4 条に定める認定要件」を「及び別表第 1 に定めるとおり」に改め、同条第 1 号を削り、同条第 2 号ア中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加え、「の保育内容」を削り、「ものを」を「事項を」に、「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第 1 項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育を」を「教育を」に改め、同号イ中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、「(児童福祉法第59条第 1 項に規定する施設のうち同法第39条第 1 項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「児童福祉法第39条第 1 項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「児童福祉法第39条第 1 項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

(幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準)

第 3 条 法第13条第 1 項の条例で定める設備及び運営の基準は、別表第 2 のとおりとする。

（幼保連携型認定こども園審議会）

第 4 条 知事の附属機関として、幼保連携型認定こども園審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、法第17条第 3 項、第21条第 2 項及び第22条第 2 項並びに幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）第 3 条第 1 項の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議する。

3 審議会は、教育、保育又は経営において優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する 7 人以内の委員で組織する。

4 委員の任期は、2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

別表中「（第 4 条関係）」を「（第 2 条関係）」に改め、同表第 1 項第 1 号中「認定こども園」の次に「（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。以下この表において「認定こども園」という。）」を加え、「の保育」を「の教育及び保育（満 3 歳未満の子どもについては、その保育。以下この表において同じ。）」に改め、同号の表を次のように改める。

子 ど も の 区 分	教育及び保育に従事する職員の数
満 1 歳未満の子ども	おおむね 3 人につき 1 人以上
満 1 歳以上満 3 歳未満の子ども	おおむね 6 人につき 1 人以上
満 3 歳以上満 4 歳未満の子ども	おおむね 20 人につき 1 人以上
満 4 歳以上の子ども	おおむね 30 人につき 1 人以上

別表第 1 項第 2 号中「保育」を「教育及び保育」に改め、同項第 3 号中「1 日に 4 時間」を「満 3 歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に 1 日に 4 時間」に、「子ども（）」を「もの（）」に、「短時間利用児」を「教育時間相当利用児」に改め、「及び」の次に「保育所と同様に」を加え、「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、「の時間」の次に「（以下「共通利用時間」という。）」を加え、同表第 2 項第 2 号中「子どもの」の次に「教育及び」を加え、同項第 4 号中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同表第 3 項第 1 号中「幼保連携型施設及び」を削り、「第 2 条第 2 号イ」を「第 2 条第 1 号イ」に改め、「）」の次に「について」を加え、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同項第 2 号中「幼保連携型施設、」を削り、「第 8 号」を「第 10 号」に改め、同項第 4 号から第 6 号までの規定中「幼保連携型施設、」を削り、同項第 9 号を同項第 10 号とし、同項第 8 号の次に次の 1 号を

加える。

- (9) 幼稚園型施設の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型施設内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型施設は、第3号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型施設においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

別表第4項中「事項」の次に「、法第6条に基づき、法第10条第1項の幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえるとともに」を加え、同表第6項中「認定こども園」を「前号に定めるもののほか、認定こども園」に改め、同項を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 子育て支援事業（法第2条第12項に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）のうち、当該認定こども園の認定に係る施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

別表第7項第2号中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に、「当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改め、同項第3号中「児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する」を「保育を必要とする子どもに対する教育及び」に改め、同項に次の3号を加える。

- (10) 認定こども園は、入園している子どもの人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。
- (11) 認定こども園は、非常災害対策を推進するため、非常災害の防止に関する計画を作成するとともに、災害対策推進員を置かなければならない。
- (12) 認定こども園は、入園している子どもの安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

別表第8項中「施設が」を「施設の設置者に対し、」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

1 設備運営基準

- (1) 幼保連携型認定こども園は、この条例で定める基準（次号において「設備運営基準」という。）を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- (2) 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

2 学級の編制の基準

- (1) 満3歳以上の園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。
- (2) 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

(3) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

3 職員の数等

(1) 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次号において「保育教諭等」という。）を 1 人以上置かなければならない。

(2) 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の 3 分の 1 の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

(3) 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時 2 人を下回ってはならない。

園 児 の 区 分	員 数
1 満 1 歳未満の園児	おおむね 3 人につき 1 人
2 満 1 歳以上満 3 歳未満の園児	おおむね 6 人につき 1 人
3 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人
4 満 4 歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。備考 1 において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の登録（備考 1 において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

3 この表の 3 の項及び 4 の項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を 1 人増加するものとする。

(4) 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の満 3 歳以上の園児に対する食

事の提供について、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

ア 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

エ 園児の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与など、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

オ 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(5) 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

ア 副園長又は教頭

イ 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

ウ 事務職員

(6) 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

4 設備

(1) 幼保連携型認定こども園には、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(2) 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

(3) 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(4) 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

(5) 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

(6) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この号及び次号において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が次のアからウまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前号ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、次のイからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に設けることができる。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、

それぞれ同表の右欄に掲げる設備が 1 以上設けられていること。

階	区 分	設 備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

エ イに掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

オ 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。オにおいて同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

カ 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(7) 前号ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

(8) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第6号アからウまで、保育室等を3階以上に設ける建物は、同号イからクまでの要件に該当するものであること。

(9) 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

(10) 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面 積
1学級	180平方メートル
2学級以上	100平方メートルに学級数から2を減じて得た数を乗じて得た面積に320平方メートルを加えて得た面積

イ 満3歳未満の園児数に応じ、第17号の規定により算定した面積

(11) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

ア 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

(ア) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面 積
2 学級以下	30平方メートルに学級数から 1 を減じて得た数を乗じて得た面積に330平方メートルを加えて得た面積
3 学級以上	80平方メートルに学級数から 3 を減じて得た数を乗じて得た面積に400平方メートルを加えて得た面積

(イ) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

イ 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

- (12) 園舎には、次に掲げる設備（イに掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

ア 職員室

イ 乳児室又はほふく室

ウ 保育室

エ 遊戯室

オ 保健室

カ 調理室

キ 便所

ク 飲料水用設備、手洗い用設備及び足洗い用設備

- (13) 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。
- (14) 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第3項第4号アからオまでの要件を満たし、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第12号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- (15) 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第12号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- (16) 飲料水用設備は、手洗い用設備又は足洗い用設備と区別して備えなければならない。
- (17) 次に掲げる設備の面積は、それぞれ次に定める面積以上とする。

- ア 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
- イ ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
- ウ 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

(18) 第12号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- ア 放送聴取設備
- イ 映写設備
- ウ 水遊び場
- エ 園児清浄用設備
- オ 図書室
- カ 会議室

(19) 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

(20) 前号の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(21) 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。

5 子育て支援

幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

6 運営

(1) 幼保連携型認定こども園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(2) 幼保連携型認定こども園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(3) 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。

イ 教育に係る標準的な1日当たりの時間（ウにおいて「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

ウ 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

- (4) 前号ウの時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。
- (5) 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。
- (6) 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。
- (7) 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- (8) 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- (9) 幼保連携型認定こども園においては、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
- (10) 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- (11) 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
- (12) 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第4項第21号の規定により当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。
- (13) 第3項第4号アからオまでに掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。
- (14) 幼保連携型認定こども園において、園児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- (15) 食事は、前号の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好^しを考慮したものでなければならない。
- (16) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- (17) 幼保連携型認定こども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
- (18) 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (19) 幼保連携型認定こども園は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (20) 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等

の必要な措置を講じなければならない。

- (21) 幼保連携型認定こども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- (22) 幼保連携型認定こども園は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
- (23) 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。
- (24) 幼保連携型認定こども園は、園児の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、その職員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。
- (25) 幼保連携型認定こども園は、非常災害対策を推進するため、非常災害の防止に関する計画を作成するとともに、災害対策推進員を置かなければならない。
- (26) 幼保連携型認定こども園は、園児の安全管理対策を推進するため、安全管理対策推進員を置かなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定（「基づき、」の次に「幼保連携型認定こども園以外の」を加える部分を除く。）、第2条の改正規定（「（以下「認定要件」という。）」を削る改正規定及び「並びに次条及び第4条に定める認定要件」を「及び別表第1に定めるとおり」に改める部分に限る。）、第3条及び第4条の改正規定、別表の改正規定（「（第4条関係）」を「（第2条関係）」に改める部分、第6項の改正規定、同項を同項第2号とし、同項に第1号として1号を加える改正規定及び第8項の改正規定に限る。）並びに同表を別表第1とし、同表の次に1表を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日までの間におけるこの条例による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（以下「改正条例」という。）第1条、第3条及び第4条第2項の規定の適用については、改正条例第1条中「、第13条第1項並びに」とあるのは、「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の法（以下「改正法」という。）第13条第1項及び」と、改正条例第3条及び第4条第2項中「法」とあるのは、「改正法」とする。
- 3 施行日から起算して5年間は、別表第1第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に限る。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。
- 4 施行日から起算して5年間は、別表第2第3項第3号の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（改正法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた

旧幼保連携型認定こども園（改正法による改正前の法第 7 条第 1 項に規定する認定こども園である同法第 3 条第 3 項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員配置については、なお従前の例によることができる。

5 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、別表第 2 第 4 項第 4 号から第 7 号まで及び第 9 号から第 20 号までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 施行日から起算して 5 年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての別表第 2 第 3 項第 3 号の規定の適用については、同号の表備考 1 中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

7 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る別表第 2 第 4 項第 6 号、第 11 号及び第 17 号の規定の適用については、当分の間、次に定めるところによる。

(1) 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は、1 階に設けるものとする。ただし、園舎が耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるときは保育室等を 2 階に、別表第 2 第 4 項第 5 号ただし書の規定により園舎を 3 階建て以上とする場合であって、別表第 2 第 4 項第 6 号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を 3 階以上の階に設けることができる。

(2) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学 級 数	面 積
2 学級以下	30 平方メートルに学級数から 1 を減じて得た数を乗じて得た面積に 330 平方メートルを加えて得た面積
3 学級以上	80 平方メートルに学級数から 3 を減じて得た数を乗じて得た面積に 400 平方メートルを加えて得た面積

イ 3.3 平方メートルに満 2 歳以上満 3 歳未満の園児数を乗じて得た面積

(3) 乳児室及びほふく室の面積は、それぞれ次に定める面積以上とする。

ア 乳児室 1.65 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積

イ ほふく室 3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積

8 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合にお

ける当該幼保連携型認定こども園に係る別表第 2 第 4 項第 6 号、第10号及び第11号の規定の適用については、当分の間、次に定めるところによる。

(1) 保育室等は、1 階に設けるものとする。ただし、園舎が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第 8 号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を 2 階に、別表第 2 第 4 項第 5 号ただし書の規定により園舎を 3 階建て以上とする場合であって、別表第 2 第 4 項第 6 号イからクまでに掲げる要件を満たすときは保育室等を 3 階以上の階に設けることができる。

(2) 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

ア 満 3 歳以上の園児数に応じ、別表第 2 第 4 項第17号の規定により算定した面積

イ 満 3 歳未満の園児数に応じ、別表第 2 第 4 項第17号の規定により算定した面積

(3) 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

ア 3.3平方メートルに満 3 歳以上の園児数を乗じて得た面積

イ 3.3平方メートルに満 2 歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

9 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（別表第 2 第 4 項第11号アの面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同項第 9 号の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満 3 歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

(1) 園児が安全に移動できる場所であること。

(2) 園児が安全に利用できる場所であること。

(3) 園児が日常的に利用できる場所であること。

(4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

和歌山県薬事審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 10 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第67号

和歌山県薬事審議会条例の一部を改正する条例

和歌山県薬事審議会条例（昭和37年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第 3 条第 3 項中「こえる」を「超える」に、同条第 4 項中「および」を「及び」に改める。

第 8 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第68号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第14項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第15項」に改める。

第10条第2項中「薬事法第2条第11項」を「医薬品医療機器等法第2条第12項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年10月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第69号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第3第4項第1号カ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号カ(カ)中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同項第2号ウ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬部外品、化粧品又は医療機器（ウ及びエにおいて「医薬品等」という。）」を「医療機器又は再生医療等製品」に改め、同号ウ(カ)及び(カ)中「貸貸業」を「貸与業」に改め、同号ウ(カ)中「第46条第1項」を「第1条の6第1項」に、「、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸貸業」を「又は政令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業」に改め、同号ウ(カ)を同号ウ(キ)とし、同号ウ(キ)中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第45条第1項」を「第1条の5第1項」に、「、医薬品の販売業の許可証又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸貸業」を「又は政令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業」に改め、同号ウ(キ)を同号ウ(ク)とし、同号ウ(カ)の次に次のように加える。

(キ) 法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査

1件につき

29,000円

(ウ) 法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査

査

1 件につき

11,000円

別表第3第4項第2号エ中「医薬品等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）の製造販売等」を「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売等（専ら動物のために使用されることが目的とされているものに係るものを除く。）」に改め、同号エ(7)中「医薬品等」を「医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品又は化粧品（エにおいて「医薬品等」という。）」に改め、同号エ(7) c 中「第3条第3号」を「第3条ただし書」に改め、同号エ(7) g から i までを削り、同号エ(セ)中「第6条第1項」の次に「の規定」を加え、「又は政令第13条第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）に基づく医薬品等の製造業」を「、政令第37条の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可証、政令第43条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証、政令第13条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証又は政令第37条の10第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器等の製造業の登録証」に改め、同号エ(セ)を同号エ(ト)とし、同号エ(ス)中「第5条第1項」の次に「の規定」を加え、「又は政令第12条第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）に基づく医薬品等の製造業」を「、政令第37条の2第1項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可証、政令第43条の4第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証、政令第12条第1項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可証又は政令第37条の9第1項（政令第55条において準用する場合を含む。）の規定に基づく医療機器等の製造業の登録証」に改め、同号エ(ス)を同号エ(テ)とし、同号エ(シ)中「に基づく政令第80条第2項第3号の」を「の規定に基づく」に改め、同号エ(シ)を同号エ(ツ)とし、同号エ(チ)中「に基づく政令第80条第2項第3号の」を「の規定に基づく」に改め、同号エ(チ)を同号エ(テ)とし、同号エ(チ)中「に基づく政令第80条第2項第3号の」を「の規定に基づく」に改め、同号エ(チ)を同号エ(テ)とし、同号エ(ケ)中「政令第80条第2項第5号の」を削り、同号エ(ケ)を同号エ(ツ)とし、同号エ(ケ)中「政令第80条第2項第7号の医薬品、医薬部外品又は医療機器」を「医薬品又は医薬部外品」に改め、同号エ(ケ) d 及び e を削り、同号エ(ケ) f 中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に改め、同号エ(ケ) f を同号エ(ケ) d とし、同号エ(ケ) g 中「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に改め、同号エ(ケ) g を同号エ(ケ) e とし、同号エ(ケ) h 中「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同号エ(ケ) h を同号エ(ケ) f とし、同号エ(ケ) i から k までを削り、同号エ(ケ) 1 中「、医薬部外品及び医療機器」を「及び医薬部外品」に改め、同号エ(ケ) 1 を同号エ(ケ) g とし、同号エ(ケ)を同号エ(セ)とし、同号エ(キ)中「政令第80条第2項第7号の医薬品、医薬部外品又は医療機器」を「医薬品又は医薬部外品」に改め、同号エ(キ) d 及び e を削り、同号エ(キ) f 中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に改め、同号エ(キ) f を同号エ(キ) d とし、同号エ(キ) g 中「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に改め、同号エ(キ) g を同号エ(キ) e とし、同号エ(キ) h 中「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同号エ(キ) h を同号エ(キ) f とし、同号エ(キ) i から k までを削り、同号エ(キ) 1 中「、医薬部外品及び医療機器」を「及び医薬部外品」に改め、同号エ(キ) 1 を同号エ(キ) g とし、同号エ(キ)を同号エ(ス)とし、同号エ(カ)中「政令第80条第2項第5号の」を削り、同号エ(カ)を同号エ(シ)とし、同号エ(カ)中「政令第80条第2項第3号の」を削り、同号エ(カ) a から c までの規定中「（dに掲げるものを除く。）」を削り、同号エ(カ) d から f までを削り、同号エ(カ) g 中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に改め、同号エ(カ) g を同

号エ(カ) d とし、同号エ(カ) h 中「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に改め、同号エ(カ) h を同号エ(カ) e とし、同号エ(カ) i 中「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同号エ(カ) i を同号エ(カ) f とし、同号エ(カ) j 中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に改め、同号エ(カ) j を同号エ(カ) g とし、同号エ(カ) k 中「第26条第4項第2号」を「第26条第3項第2号」に改め、同号エ(カ) k を同号エ(カ) h とし、同号エ(カ) l から n までを削り、同号エ(カ) を同号エ(キ) とし、同号エ(キ) 中「政令第80条第2項第3号の」を削り、同号エ(キ) e 及び f を削り、同号エ(キ) g 中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に改め、同号エ(キ) g を同号エ(キ) e とし、同号エ(キ) h 中「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に改め、同号エ(キ) h を同号エ(キ) f とし、同号エ(キ) i 中「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同号エ(キ) i を同号エ(キ) g とし、同号エ(キ) j 中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に改め、同号エ(キ) j を同号エ(キ) h とし、同号エ(キ) k 中「第26条第4項第2号」を「第26条第3項第2号」に改め、同号エ(キ) k を同号エ(キ) i とし、同号エ(キ) l から n までを削り、同号エ(キ) を同号エ(ク) とし、同号エ(ク) の次に次のように加える。

(コ) 法第23条の2の3第3項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の更新の申請に対する審査

	1 件につき	20,100円
--	--------	---------

別表第3第4項第2号エ(ク) 中「政令第80条第2項第3号の」を削り、同号エ(ク) a 中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同号エ(ク) e 及び f を削り、同号エ(ク) g 中「第26条第3項第1号」を「第26条第2項第1号」に改め、同号エ(ク) g を同号エ(ク) e とし、同号エ(ク) h 中「第26条第3項第2号」を「第26条第2項第2号」に改め、同号エ(ク) h を同号エ(ク) f とし、同号エ(ク) i 中「第26条第3項第3号」を「第26条第2項第3号」に改め、同号エ(ク) i を同号エ(ク) g とし、同号エ(ク) j 中「第26条第4項第1号」を「第26条第3項第1号」に改め、同号エ(ク) j を同号エ(ク) h とし、同号エ(ク) k 中「第26条第4項第2号」を「第26条第3項第2号」に改め、同号エ(ク) k を同号エ(ク) i とし、同号エ(ク) l から n までを削り、同号エ(ク) を同号エ(キ) とし、同号エ(キ) の次に次のように加える。

(ク) 法第23条の2の3第1項の規定に基づく医療機器等の製造業の登録の申請に対する審査

	1 件につき	38,000円
--	--------	---------

別表第3第4項第2号エ(キ) g から i までを削り、同号エ(キ) を同号エ(ク) とし、同号エ(ク) の次に次のように加える。

(ケ) 法第23条の2第2項の規定に基づく医療機器等の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査

a 第1種医療機器の製造販売に係る許可	1 件につき	138,200円
b 第2種医療機器の製造販売に係る許可	1 件につき	115,500円
c 第3種医療機器の製造販売に係る許可	1 件につき	70,000円
d 体外診断用医薬品の製造販売に係る許可	1 件につき	115,500円

(カ) 法第23条の20第2項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査

	1 件につき	138,200円
--	--------	----------

別表第3第4項第2号エ(ク) の次に次のように加える。

- (イ) 法第23条の2第1項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品（エにおいて「医療機器等」という。）の製造販売業の許可の申請に対する審査
- | | | |
|---|-------|----------|
| a 第1種医療機器（法第2条第5項に規定する高度管理医療機器をいう。（カ）において同じ。）の製造販売に係る許可 | 1件につき | 149,800円 |
| b 第2種医療機器（法第2条第6項に規定する管理医療機器をいう。（カ）において同じ。）の製造販売に係る許可 | 1件につき | 131,600円 |
| c 第3種医療機器（法第2条第7項に規定する一般医療機器をいう。（カ）において同じ。）の製造販売に係る許可 | 1件につき | 95,200円 |
| d 体外診断用医薬品の製造販売に係る許可 | 1件につき | 131,600円 |
- (ウ) 法第23条の20第1項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査
- | | | |
|--|-------|----------|
| | 1件につき | 149,800円 |
|--|-------|----------|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にされた薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第1条の規定による改正前の薬事法第14条の承認の申請であって、この条例の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものに係る同条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品（体外診断用医薬品に限る。）又は医療機器に対する調査に係る手数料については、なお従前の例による。